

## 新旧対照表

## 【国際フェリーを利用する輸出入する自家用自動車の通関手続について（昭和 46 年 4 月 28 日蔵関第 849 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 1 乗用車の通関手続 乗用車の通関手続は、次による。</p> <p>1 一時輸出する乗用車 再輸入することを条件として一時的に輸出する乗用車については、次による。</p> <p>(1) 輸出の際の通関手続 イ 輸出申告の手続 関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号、以下「関税令」という。）第 58 条の規定による輸出の申告は、別紙様式 1「自動車一時輸出入申告書」により行わせることとし、その提出通数は 2 通（原本用及び許可書用）とする。 この場合に、仕入書<u>その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下「仕入書等」という。）</u>の提出は、省略を認めて差し支えない。</p> <p>ロ～ニ （省略）</p> <p>(2) 輸入の際の通関手続 イ 輸入申告及び免税の手続 (イ) 関税令第 59 条第 1 項の規定による輸入の申告及び関税率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号、以下「定率令」という。）第 16 条第 1 項の規定による免税の手続は、前記(1)ニにより交付した輸出許可書の「輸入申告年月日」欄に輸入申告の日を記載して、これを税関に提出することによって行わせるものとする。</p> <p>(ロ) （省略）</p> <p>ロ 輸入の許可 上記イにより輸入申告があつた乗用車について、定率法第 14 条第 10 号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号。以下「輸徴法」という。）第 13 条第 1 項第 1 号の規定を適用してその関税及び消費税を免除し、その輸入を許可する場合には、輸入申告書の「免税条項適用区分」欄の該当する免</p>	<p>第 1 乗用車の通関手続 乗用車の通関手続は、次による。</p> <p>1 一時輸出する乗用車 再輸入することを条件として一時的に輸出する乗用車については、次による。</p> <p>(1) 輸出の際の通関手続 イ 輸出申告の手続 関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号、以下「関税令」という。）第 58 条 <u>《輸出申告の手続》</u>の規定による輸出の申告は、別紙様式 1「自動車一時輸出入申告書」により行わせることとし、その提出通数は 2 通（原本用及び許可書用）とする。 この場合に、仕入書の提出は、<u>関税令第 60 条第 3 項第 3 号《仕入書の提出を必要としない場合》</u>の規定により省略を認めて差し支えない。</p> <p>ロ～ニ （同左）</p> <p>(2) 輸入の際の通関手続 イ 輸入申告及び免税の手続 (イ) 関税令第 59 条第 1 項 <u>《輸入申告の手続》</u>の規定による輸入の申告及び関税率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号、以下「定率令」という。）第 16 条第 1 項 <u>《再輸入免税貨物の輸入の手続》</u>の規定による免税の手続は、前記(1)ニにより交付した輸出許可書の「輸入申告年月日」欄に輸入申告の日を記載して、これを税関に提出することによつて行わせるものとする。この場合に、仕入書の提出は、関税令第 60 条第 3 項第 3 号の規定により省略を認めて差し支えない。</p> <p>(ロ) （同左）</p> <p>ロ 輸入の許可 上記イにより輸入申告があつた乗用車について、定率法第 14 条第 10 号 <u>《再輸入免税》</u>及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号。以下「輸徴法」という。）第 13 条第 1 項第 1 号 <u>《無条件免税》</u>の規定を適用してその関税及び消費税を免除し、その輸入を許可する場合には、輸入申告書の「免税</p>

## 新旧対照表

## 【国際フェリーを利用する輸出入する自家用自動車の通関手続について（昭和 46 年 4 月 28 日蔵関第 849 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>税条項の□内にレを記入し「輸入許可印・輸入許可年月日」欄に許可印を押なつした上、これを輸入許可書として申告者に交付する。</p> <p>この場合においては、前記(1)ニにより回付を受けた当該乗用車の輸出申告書（原本）の「免税条項適用区分」欄にも輸入許可書と同様の表示を行い、「輸入許可印・輸入許可年月日」欄に輸入許可日を記載する。</p> <p>2 一時輸入する乗用車 再輸出することを条件として一時的に輸入する乗用車については、次による。</p> <p>(1) 輸入の際の通関手続</p> <p>イ 輸入申告及び免税の手続 関税令第 59 条第 1 項の規定による輸入の申告及び定率令第 34 条の規定による免税の手続は、別紙様式「自動車一時輸出入申告書」により行わせることとし、その提出通数は 2 通（原本用及び許可書用）とする。この場合に、<u>仕入書等</u>の提出は、省略を認めて差し支えない。</p> <p>ロ～ハ (省略)</p> <p>(2) 輸出通関手続 一時輸入した乗用車を再輸出する際の通関手続は、次による。</p> <p>イ 輸出申告の手続 (イ) 関税令第 58 条の規定による輸出の申告及び定率令第 39 条第 1 項の規定による輸出の手続は、前記 2 (1)ハにより交付した輸入許可書の「輸出申告年月日」欄に輸出申告の日を記載して、これを税関に提出することにより行わせるものとする。この場合に、<u>仕入書等</u>の提出は、省略を認めて差し支えない。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ロ及びハ (省略)</p> <p>(3) 出国の際の輸出確認及び用途外使用等の場合の徴税</p> <p>イ (省略)</p>	<p>条項適用区分」欄の該当する免税条項の□内にレを記入し「輸入許可印・輸入許可年月日」欄に許可印を押なつした上、これを輸入許可書として申告者に交付する。</p> <p>この場合においては、前記(1)ニにより回付を受けた当該乗用車の輸出申告書（原本）の「免税条項適用区分」欄にも輸入許可書と同様の表示を行い、「輸入許可印・輸入許可年月日」欄に輸入許可日を記載する。</p> <p>2 一時輸入する乗用車 再輸出することを条件として一時的に輸入する乗用車については、次による。</p> <p>(1) 輸入の際の通関手続</p> <p>イ 輸入申告及び免税の手続 関税令第 59 条第 1 項の規定による輸入の申告及び定率令第 34 条<u>《再輸出貨物の免税の手続》</u>の規定による免税の手続は、別紙様式「自動車一時輸出入申告書」により行わせることとし、その提出通数は 2 通（原本用及び許可書用）とする。この場合に、<u>仕入書</u>の提出は、<u>関税令第 60 条第 3 項第 3 号の規定により省略を認めて差し支えない</u>。</p> <p>ロ～ハ (同左)</p> <p>(2) 輸出通関手続 一時輸入した乗用車を再輸出する際の通関手続は、次による。</p> <p>イ 輸出申告の手続 (イ) 関税令第 58 条の規定による輸出の申告及び定率令第 39 条第 1 項<u>《再輸出免税貨物の輸出の手続》</u>の規定による輸出の手続は、前記 2 (1)ハにより交付した輸入許可書の「輸出申告年月日」欄に輸出申告の日を記載して、これを税関に提出することにより行わせるものとする。この場合に、<u>仕入書</u>の提出は<u>関税令第 60 条第 3 項第 3 号の規定により省略を認めて差し支えない</u>。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>(3) 出国の際の輸出確認及び用途外使用等の場合の徴税</p> <p>イ (同左)</p>

## 新旧対照表

## 【国際フェリーを利用する輸出入する自家用自動車の通関手続について（昭和 46 年 4 月 28 日蔵関第 849 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ロ 出国の際に再輸出免税乗用車を携帯していない場合の取扱い</p> <p>上記イにより、当該出国者の旅券には再輸出免税乗用車の輸入事実の記載があるにもかかわらず、出国する際に当該乗用車を携帯していないことが判明した場合であつて（前記(2)ハにより輸出許可年月日の記載がある場合及び既に定率法第 17 条第 4 項及び輸徴法第 13 条第 5 項の適用があつた場合を除く。）出国者の申立内容等から判断して定率法第 17 条第 4 項及び輸徴法第 13 条第 5 項の規定により免除した関税及び消費税を徴収すべき事由が生じていると認められるときは、その関税及び消費税を直ちに徴収するとともに、地方税法第 72 条の 78 第 6 項の規定により地方消費税を併せて徴収する。</p> <p>この場合、当該出国者から定率令第 37 条第 1 項の規定により、用途外使用の届出を行わせた上、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 8 条第 4 項ただし書及び同法第 9 条の 3 第 2 項ただし書の規定により口頭で賦課決定の通知及び納税の告知を行うものとする。</p> <p>関税、消費税及び地方消費税を徴収したときは、旅券にその旨を記載する。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>第 2 貨物運搬車の通関手続</p> <p>貨物運搬車の通関手続は、次による。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 一時輸入する貨物運搬車</p> <p>定率法第 19 条の 3 の規定による関税の払戻し又は減額及び輸徴法第 16 条の 3 の規定による消費税の還付又は減額（以下「再輸出戻し税等」という。）を受けようとして一時的に輸入する貨物運搬車については、次によることとして差し支えない。</p> <p>(1) 輸入の際の通関手続</p> <p>イ 輸入申告及び再輸出戻し税等の輸入時の手続</p> <p>関税令第 59 条第 1 項の規定による輸入の申告並びに定率令第 54 条の 13（同令第 54 条の 17 において準用する場合を含む。）及び輸</p>	<p>ロ 出国の際に再輸出免税乗用車を携帯していない場合の取扱い</p> <p>上記イにより、当該出国者の旅券には再輸出免税乗用車の輸入事実の記載があるにもかかわらず、出国する際に当該乗用車を携帯していないことが判明した場合であつて（前記(2)ハにより輸出許可年月日の記載がある場合及び既に定率法第 17 条第 4 項及び輸徴法第 13 条第 5 項の適用があつた場合を除く。）出国者の申立内容等から判断して定率法第 17 条第 4 項及び輸徴法第 13 条第 5 項の規定により免除した関税及び消費税を徴収すべき事由が生じていると認められるときは、その関税及び消費税を直ちに徴収するとともに、地方税法第 72 条の 78 第 6 項の規定により地方消費税を併せて徴収する。</p> <p>この場合、当該出国者から定率令第 37 条第 1 項の規定により、用途外使用の届出を行わせた上、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 8 条第 4 項ただし書<u>《口頭による賦課決定の手続》</u>及び同法第 9 条の 3 第 2 項ただし書<u>《口頭による告知》</u>の規定により口頭で賦課決定の通知及び納税の告知を行うものとする。</p> <p>関税、消費税及び地方消費税を徴収したときは、旅券にその旨を記載する。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>第 2 貨物運搬車の通関手続</p> <p>貨物運搬車の通関手続は、次による。</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 一時輸入する貨物運搬車</p> <p>定率法第 19 条の 3 <u>《輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税》</u>の規定による関税の払戻し又は減額及び輸徴法第 16 条の 3 <u>《輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付》</u>の規定による消費税の還付又は減額（以下「再輸出戻し税等」という。）を受けようとして一時的に輸入する貨物運搬車については、次によることとして差し支えない。</p> <p>(1) 輸入の際の通関手続</p> <p>イ 輸入申告及び再輸出戻し税等の輸入時の手続</p> <p>関税令第 59 条第 1 項の規定による輸入の申告並びに定率令第 54 条の 13 <u>《輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の手続》</u></p>

## 新旧対照表

## 【国際フェリーを利用する輸出入する自家用自動車の通関手続について（昭和 46 年 4 月 28 日蔵関第 849 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 100 号。以下「輪徴令」という。）第 26 条の 4（同令第 26 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定による再輸出戻し税等の輸入時の手続は、別紙様式 2「貨物運搬車一時輸出入申告書」により行わせることとし、その提出通数は 2 通（原本用及び許可書用）とする。この場合に、<u>仕入書等</u>の提出は、省略を認めて差し支えない。</p> <p>ロ及びハ （省略）</p> <p>(2) 輸出通関手続</p> <p>イ 輸出申告の手続及び再輸出戻し税等の手続</p> <p>(イ) 関税令第 58 条の規定による輸出の申告は、前記(1)ハ(ロ)により交付した輸入許可書の「輸出申告年月日」欄に輸出申告の日を記載して、これを税関に提出することにより行わせるものとする。この場合に、<u>仕入書等</u>の提出は、省略を認めて差し支えない。</p> <p>(ロ) 定率令第 54 条の 16（同令第 54 条の 17 において準用する場合を含む。）及び輪徴令第 26 条の 7（同令第 26 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定による手続は、定率法基本通達 19 の 3-5（同通達 19 の 3-8 において準用する場合を含む。）による。この場合において、上記(イ)により提出された輸出申告書は、同項に規定する「再輸出貨物確認申請書」及び輸入許可書とみなす。</p> <p>ロ～ニ （省略）</p>	<p>（同令第 54 条の 17 において準用する場合を含む。）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 100 号。以下「輪徴令」という。）第 26 条の 4 <u>《輸入時と同一状態で再輸出される課税物品の輸入時の手続》</u>（同令第 26 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定による再輸出戻し税等の輸入時の手続は、別紙様式 2「貨物運搬車一時輸出入申告書」により行わせることとし、その提出通数は 2 通（原本用及び許可書用）とする。この場合に、<u>仕入書</u>の提出は、<u>関税令第 60 条第 3 項第 3 号の規定により省略を認めて差し支えない。</u></p> <p>ロ及びハ （同左）</p> <p>(2) 輸出通関手続</p> <p>イ 輸出申告の手続及び再輸出戻し税等の手続</p> <p>(イ) 関税令第 58 条の規定による輸出の申告は、前記(1)ハ(ロ)により交付した輸入許可書の「輸出申告年月日」欄に輸出申告の日を記載して、これを税関に提出することにより行わせるものとする。この場合に、<u>仕入書</u>の提出は、<u>関税令第 60 条第 3 項第 3 号の規定により省略を認めて差し支えない。</u></p> <p>(ロ) 定率令第 54 条の 16 <u>《輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻し手続》</u>（同令第 54 条の 17 において準用する場合を含む。）及び輪徴令第 26 条の 7 <u>《輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手続》</u>（同令第 26 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定による手続は、定率法基本通達 19 の 3-5（同通達 19 の 3-8 において準用する場合を含む。）による。この場合において、上記(イ)により提出された輸出申告書は、同項に規定する「再輸出貨物確認申請書」及び輸入許可書とみなす。</p> <p>ロ～ニ （同左）</p>